

全建労発第 47 号
令和 3 年 9 月 22 日

各都道府県建設業協会 専務理事・事務局長 殿

一般社団法人 全国建設業協会
専務理事 山崎 篤男
〔 公 印 省 略 〕

職場における化学物質等の管理のあり方に関する検討会報告書の周知について

平素は本会の活動に対しまして、格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、厚生労働省科学物質対策課長より、別添のとおり「職場における化学物質等の管理のあり方に関する検討会報告書」の周知依頼がありました。

本報告書では、化学物質管理について、国によるリスク評価で有害性の高い物質に法令で具体的な措置義務を果たしていた従来の規制から、措置義務対象物質を大幅に拡大したうえで、ばく露防止対策は有害性情報によるリスクアセスメントにより取扱者が自ら選択するという「自律的な管理を基軸とする規制」への移行に向けた法律改正を行うべきとしています。

つきましては、貴協会会員企業の皆様に周知くださいますとともに、独立行政法人労働者健康安全機構労働安全衛生総合研究所化学物質情報管理センターのホームページに関連資料が掲載される予定ですので、ご活用くださいますよう併せてお願い申し上げます。

【独立行政法人労働者健康安全機構労働安全衛生総合研究所化学物質情報管理センターのホームページ】

https://www.jniosh.johas.go.jp/groups/ghs/arikataken_report.html

以上
(担当：労働部 又木)